

受託組織会計にかかる取り組みについて

令和2年3月
庄内たがわ農業協同組合

庄内たがわ農業協同組合では、受託組織会計の対応について、下記の通り取り組んでおります。

1. 受託組織会計の管理

JA が組織から会計事務の委託を依頼された場合には、事務委託契約を締結した上で事務委託を受け管理しております。

2. 事務処理

- (1) 口座の入出金（振込・振替・現金入金）については、会計担当者、事務局責任者の2名体制で検証・牽制を図りながら実施しております。
- (2) 口座からの現金出金については、更に上席管理者1名を追加した3名体制で検証・牽制を図りながら実施しております。
- (3) 組織通帳については、受託組織会計口座であることを判別可能とする目印を表示し、信用窓口担当者においても牽制が図れる体制としております。
- (4) 組織通帳については、会計担当者が管理し、組織通帳印鑑については事務局責任者が管理することで、それぞれ別管理により牽制を図る体制としております。
- (5) 会計担当者については、同じ組織会計を連続で3年を超えることのないように担当替えを実施しております。

3. 組織からの承認

- (1) 組織代表者から、適宜に取引内容の確認・検証を受け承認をいただいております。
- (2) 組織監査役からも同様、適宜に監査を受け承認をいただいております。

4. 内部監査の実施

毎年、全受託組織会計を対象としたJA内部監査を実施しております。

5. 締結外組織への対応

事務委託契約を締結していない組織からは、通帳・印鑑を預かることはありませんし、会計処理を受けることも致しておりません。

庄内たがわ農業協同組合では、上記内容の通り取り組み、コンプライアンス・プログラムに則り厳格かつ適正に対応しております。

以 上